_ ~	

住 所 氏 名

項 目 適用又は該当する項目 チェックしてください		確 認 事 項 (確認欄にチェックしてください)	▶ 確	認
一般の場合	□	○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。	□ (通)
特定口座(簡易申 告口座)の取引分		○ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る 譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	□ (通)
特定口座(源泉徴収口座)の取引分 ※源泉徴収口座の損益について申告することを選択する場合は、確定申告が必要となります。		○ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る 譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	_ (通)
		「特定口座年間取引報告書」の「源泉徴収税額(所得税)」欄の金額は、 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○所得の内訳(所得税及び 復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に記載しましたか。		
		「特定口座年間取引報告書」の「株式等譲渡所得割額(住民税)」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○住民税・事業税に関する事項」の「住民税」の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に記載しましたか。		
上場株式等に係る 譲渡損失が (措37の12の2①) (譲渡損失が生じた年分)		① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は添付しましたか。		
		・ 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」は記載されていますか(①欄)。 (この金額が黒字の場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)		
		・ 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(②欄)。 (この欄の金額がない場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)		
		・ 「本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(③欄)。 ※ ③欄に記載される金額は、①欄、②欄のうちいずれか少ない金額です。		
		・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑪欄)。		
		・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税を選択した 上場株式等に係る配当所得及び利子所得の金額(以下「分離課税配当所得等 金額」といいます。)と損益通算する場合、「本年分の損益通算前の分離課 税配当所得等金額」及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」 は記載されていますか(④、⑥欄)。		
		② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)第三表」は作成 しましたか。		
		・ 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか(88欄)。		
		・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、確定申告書の「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 1項」と記載しましたか。		
		・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額は記載されていますか(⑦、⑯欄)。		
		③ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る 譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	<u> </u>	通)

^{※ 「}上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」(譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分)についての確認事項は、二面をご覧ください。

	確 認 事 項 (確認欄にチェックしてください) 🗕	▶ 確	認
国	確認事項 (確認欄にチェックしてください) ① 本年前3年の各年分において、翌年以後に控除する譲渡損失の金額を記載した確定申告書を連続して提出していましたか。 ② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は添付しましたか。 ・ 本年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算」欄の記載はされていますか(①~⑥欄)。 ※ この場合、一面の「譲渡損失が生じた年分」の確認項目をご確認ください。 ・ 「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」は損失が生じた各年分の各欄に記載されていますか(②~⑥欄)。 ・ 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(②~⑥欄)(古い年分から順に、上段に上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分を、下段に分離課税配当所得等金額から差し引く部分を記載します。)。	確	認
	・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか。 ・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑪欄)。 ③ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)第三表」は作成しましたか。 ・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の譲渡に係る収入金額及び繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の金額は記載されていますか(⑤、②、⑭、⑮欄)。 ・ 本年分の分離課税配当所得等金額から繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の配当等又は利子等の収入金額及び繰越損失額を控除する前の分離課税配当所得等の金額は記載されていますか(⑥、⑯欄)。 ・ 本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか(⑥、⑱ 欄)。 ・ 本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか (⑥、⑲ 欄)。 ・ 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか (⑱、⑲ 欄)。		通)

措:租税特別措置法

(注) 上記以外の課税の特例については、税務署にお尋ねください。



e-Tax(電子申告)

作成した申告書等のデータは、インターネットを利用して 自宅から税務署に提出(送信)することができます。

e-Taxで申告を行うと、①一定の添付書類の提出省略や②還付申告が早期処理(3週間程度に短縮)されます。

▶e-Taxの利用に際しては電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入 などの準備が必要です。

などの学順が必要です。 無償で交付されるマイナンバーカードには、電子証明書が標準的に組み込まれています。

なお、「住民基本台帳カード」に組み込まれた電子証明書は有効期限内であれば継続して使用することができます。

書面提出

作成した申告書等を、自宅で印刷して郵送等で税務署に提出する ことができます。